



PwCベトナムニュースブリーフ

保税倉庫に輸出され、国内市場に再輸入されるベトナム製品に対する輸入関税の取り扱い



pwc

www.pwc.com/vn

ご一読ください

2024年10月24日、税関総局は、ベトナムが加盟している自由貿易協定(FTA)の枠組みにおいて、保税倉庫に輸出され、その後国内市場に再輸入されるベトナム製品に対する特別優遇輸入税率を査定するための要件について、地方の税関部門へのガイダンスとなるオフィシャルレター5177/TCHQ-GSQLを発行しました。

保税倉庫に輸出され、国内市場に再輸入されるベトナム製品に対する輸入関税の取り扱い

その結果、保税倉庫に輸出され、その後国内市場に再輸入されるベトナム原産の商品は、以下の要件を満たす場合、海外から輸入される商品と同様の特別優遇輸入税率の対象となる可能性があります。

- 原産地証明書があり、特別優遇輸入関税を定める政令で規定されている優遇輸入関税表に記載されていること。
- 保税倉庫に保管している期間中、商品に変更が加えられていないこと。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com

ホーチミンオフィス：



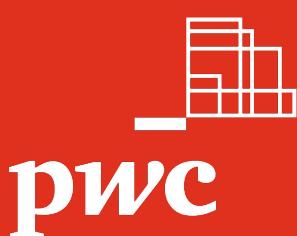
塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



www.pwc.com/vn



©2025 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/ structure for further details.

If you wish to be removed from our mailing list, please click on the 'unsubscribe' link above.